

個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実 に向けた視点に関する当協会の意見 (2024年12月2日 個人情報保護委員会ヒアリング)

一般社団法人日本DPO協会
JAPAN DPO ASSOCIATION



日本DPO協会
JAPAN DPO
ASSOCIATION

当協会の基本的な考え方

- 国際間でハーモナイズされた各国データ保護法制と整合する日本の個人情報保護法であってほしい。
- 日本の個人情報保護法は、外国のデータ保護法制、例えば、EUの一般データ保護規則(GDPR)と比較すると、個人情報の取扱いをより広く認める内容となっており、その意味ではデータの利活用に配慮したものといえる。特段の必要性がない場合には、外国のデータ保護法制と整合させるためだけに規制を強化する必要はない。
- 他方で、デジタル化の進展やAI等の新たな技術の急激な社会実装を背景として、個人情報の保護とデータの利活用とのバランスを取りながら、ガイドラインやQ&Aによって現行の規制内容を明確化したり、個人情報の保護が担保される限度で現行の規制を緩和することは検討の必要がある。
- 次スライドより個人情報保護委員会2024年10月16日付資料「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点」のうち(参考4)に示された「現行制度の基本的前提に係る再検討にあたっての視点の例」について当協会の意見を申し述べる。

1. 個人情報取扱事業者による個人データの利用の適正性を本人の関与により規律しようとする仕組みの実効性

① 個人情報取扱事業者が自ら利用目的を特定し、その範囲内で個人データを利用することを義務付け、通知・公表によりそれを本人が認識し、必要な関与・監視を行うとともに、本人との関わりの中で、事業者のデータの取扱い態様が必要に応じ是正され改善されるという、当事者間での自律的なガバナンスを重視する現行制度の考え方は、引き続き妥当であるか。利用目的の公表を通じた社会におけるモニタリングを通じて規律されることについてどう考えるべきか。

（意見）

当事者間での自律的なガバナンスを重視するという現行制度の考え方は、引き続き妥当である。事業者はこの現行制度をベースとして個人情報保護の法令順守対応を行ってきているため、事業者の負担を過度に増加させないためにも、かかる考え方を全般的に見直すのではなく、規律の改善策を個別的に検討のうえ採否について検討することが望ましいと考える。「利用目的の公表を通じた社会におけるモニタリングを通じて規律されること」は具体的な内容が不明であるため、これとの関係で、現行制度についてどのような改正が行われるべきなのかについて明らかにされたうえで、はじめて検討が可能になるものとする。

1. 個人情報取扱事業者による個人データの利用の適正性を本人の関与により規律しようとする仕組みの実効性

② 法が期待する本人による関与・監視を行う前提として、利用目的や事業者におけるデータ処理の態様などについて認識・理解できることが必要であるが、デジタル化の進展やAI等の新たな技術の急激な社会実装を背景に、本人が十分に理解できるような利用目的の特定、データ処理に関する説明の在り方について、どう考えるか（本人の合理的な関与を妨げ得るダークパターンをめぐる論点を含む。）

（意見）

デジタル化の進展やAI等の新たな技術の急激な社会実装を背景として、本人が十分に理解できるような利用目的の特定やデータ処理に関する説明を行うことが必要であることは論を俟たないと考えられる。その具体的な方法については、個別的に現行制度の強化規定ないし例外規定を設けるべきものを検討する必要があると考える。

1. 個人情報取扱事業者による個人データの利用の適正性を本人の関与により規律しようとする仕組みの実効性

③ 本人による関与・監視等の規律が必ずしも期待できないこどもに関するデータについて、その足らざる部分を補完する仕組みの導入は必要か。

(意見)

必要と考える。こどもに関する個人情報については、各国データ保護法制においてより慎重に扱う方向でハーモナイズが進んでいると考えられる。我が国においても、人格形成期にあるこどもについて、その個人情報の取扱いとの関係で、こどもに生じると考えられるリスクを整理したうえで、存在するリスクをふまえ、本人による関与・監視等の規律が必ずしも期待できないこどもに関するデータについて、その足らざる部分を補完する仕組みの導入が必要である。

1. 個人情報取扱事業者による個人データの利用の適正性を本人の関与により規律しようとする仕組みの実効性

④ 事業者が利用目的を特定した後、急速に進展する技術を新たに利用しようとした際に、「関連性を有する合理的に認められた範囲」における利用目的の変更として許容される範囲の精査が必要か。

(意見)

必要であるとする。事業者が利用目的を特定した後、急速に進展する技術を新たに利用しようとした際に、「関連性を有する合理的に認められた範囲」における利用目的の変更として許容される範囲を精査し、その精査の結果に基づき、ガイドライン通則編及びQ&Aにおいて規律の明確化を行うことが望ましいと考える。

1. 個人情報取扱事業者による個人データの利用の適正性を本人の関与により規律しようとする仕組みの実効性

⑤ 個人データの利用目的や利用態様などからその取扱いの正当性を裏付ける基準を導入する等の実体的ルールを設けることにより、本人の関与による規律に依存せず、事業者自身による判断と事後の結果責任(本人の事後救済措置の強化等)により、適正な取扱いを担保するアプローチについて、どのように考えるか。

(意見)

個人データの利用目的や利用態様などからその取扱いの正当性を裏付ける基準を導入する等の実体的ルールとしては、外国のデータ保護法、例えば、EUのGDPRが、個人データの処理の法的根拠として、正当な利益がある場合を認めるというものが挙げられる。しかし、少なくとも、このアプローチは個人データの処理が原則として違法であることを前提として、法的根拠がある場合にのみ認めるものであり、個人情報の取扱いについて原則として法的根拠を要求していない日本の個人情報保護法のそれと比較して事業者にとって厳しいものである。したがって、データ利活用への配慮の必要性に鑑みたとき、上記アプローチを個人情報の取扱い全体との関係で導入することは妥当でないと考える。

1. 個人情報取扱事業者による個人データの利用の適正性を本人の関与により規律しようとする仕組みの実効性

⑥ 高度なデータ分析を通じ、本人の権利利益に影響を与える活動が多様化・拡大する中で、プロファイリングなどデータ処理結果を使用して本人に働きかける事業活動であって、本人の権利利益に相当な影響を与え得るものについて、類型的な利用目的規制や本人の関与の強化を通じて、本人の権利利益の保護の実効性を高めることが必要か。

(意見)

必要である。プロファイリングなどデータ処理結果を使用して本人に働きかける事業活動であって、本人の権利利益に相当な影響を与え得るものとの関係では、本人が自分の情報について開示請求をできるような開示制度強化や、プロファイリングに用いるべきでない情報、禁止すべき種類のプロファイリングについて検討することが必要と考える。

1. 個人情報取扱事業者による個人データの利用の適正性を本人の関与により規律しようとする仕組みの実効性

⑦ 本人による関与・監視により事業者におけるデータの取扱いが改善されるためには、当該事業者が自律的に取扱いの適正化を図ろうとする意思があることが前提として必須であるが、もとより、改善の意思はなく、本人の権利利益に十分な配慮のない事業者については、本人の関与による規律には期待できず、異なる措置により、不適正な取扱いを抑止・停止することが必要か。

(意見)

- 改善の意思はなく本人の権利利益に十分な配慮のない事業者については、課徴金制度および団体訴訟制度を導入することにより、不適正な取扱いを抑止・停止することが必要である。
- グローバルにビジネスが展開する中、日本において個人情報保護法上、課徴金制度および団体訴訟制度がないために、グローバル企業の対応において、日本における本人の権利利益への十分な配慮がなされなかったり後回しにされるなどの不利益が生じるおそれがある。
- 課徴金制度や団体訴訟制度はデータ利活用を委縮させるから反対という主張もあるが、世界で最もデータ利活用が進んでいる米国ではFTC法上の民事制裁金制度、CCPA上の私的訴訟権及びイリノイ州生体認証情報プライバシー法のように団体訴訟制度が存在し実際に活発に執行がなされているため、上記の主張の妥当性には疑問がある。米国は規制面のリスクは大きいものの、CPOを含めたデータ保護人材が多くいるため、利活用と保護の調和を図りつつビジネスを推進できているのではないかと。日本ではデータ保護人材が十分にいないことにより法の規律を実務に落とし込むことができず、その結果として、データ利活用が委縮しているのではないかと。もしそうなのであれば、データ利活用を推進し日本の国際的な経済競争力を高めるためのデータ保護人材の育成こそが急務なのではないかと。

1. 個人情報取扱事業者による個人データの利用の適正性を本人の関与により規律しようとする仕組みの実効性

⑧ 事業者によるデータ利用の適正性の確保を超えて、本人が自身のデータの取扱いにつき、プライバシー権等の見地から、より能動的に関与し得る仕組み(例:開示請求、利用停止、データポータビリティ等)を導入することについてどのように考えるか。

(意見)

プロファイリングなどデータ処理結果を使用して本人に働きかける事業活動であって、本人の権利利益に相当な影響を与え得るものとの関係では、本人が自分の情報について開示請求をできるような開示制度強化は必要であると考えます。

2. 個別の個人の権利利益への直接的な影響が想定されない個人データの利用に対する規律の考え方
本人の関与を通じた利用の適正性担保の仕組みは、その利用の結果本人の権利利益への影響が具体的に見込まれる場合に必要とされるのではないか。例えば、統計的利用など、一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とする場合には、本人の関与を通じて適正な利用を確保するという仕組みは求められるか(なお、1⑧の見地から、本人の関与を権利として認める立場はあり得るが、適正な取扱いを担保する上での本人関与の機能とは趣旨を異にすることに留意。))。

(意見)

本人の関与を通じた利用の適正性担保の仕組みは、その利用の結果本人の権利利益への影響が具体的に見込まれる場合に必要とされると考える。例に挙げられている統計的利用など、一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とする場合には、本人の関与を通じて適正な利用を確保するという仕組みは求められないと考える。

3. 個人データの第三者提供を原則として禁止する仕組みの妥当性

個人情報取扱事業者を本人の関与・監視することを通じた利用の適正性担保の仕組みを前提とすることから、本人の関与が著しく困難になる第三者提供を原則として禁止している。一方、その提供先における利用目的が特定の個人への影響を伴わない一般的・汎用的な分析に限定されるなど本人の関与を通じた規律によらない規律を導入することに合理性がある場合や、本人にとって、提供時の認識に照らし、当該第三者に対する提供を当然のものと思うなど躊躇するとは想定されない場合、さらには、利用目的の継承などを通じ、当該第三者への提供後も、提供前と同等に本人の権利利益の保護が図られる状態が保証される場合など、第三者提供を禁止する必要のない類型はあるか。

(意見)

- 例に挙げられている類型(①その提供先における利用目的が特定の個人への影響を伴わない一般的・汎用的な分析に限定されるなど本人の関与を通じた規律によらない規律を導入することに合理性がある場合や、②本人にとって、提供時の認識に照らし、当該第三者に対する提供を当然のものと思うなど躊躇するとは想定されない場合、さらには、③利用目的の継承などを通じ、当該第三者への提供後も、提供前と同等に本人の権利利益の保護が図られる状態が保証される場合)については、本人の権利利益の保護が十分に図られていることが担保されることを精査・確保することを前提として、いずれも第三者提供を原則として禁止する仕組みの例外として適法なものとして認める余地があるものとする。
- 上記①及び③の類型については、例外を認める前提として、本人の権利利益の保護が十分に図られていることが担保されることを精査・確保するため、プライバシー影響評価(PIA: Privacy Impact Assessment)を義務化するか、または上記③については委託先に対するデューデリジェンスと同様の措置の義務化を検討する必要があるものとする。

4. 個人データの取扱い態様の多様化の下における、データの適正な取扱いに係る義務を負うべき者の在り方

① データ処理技術の進展により、クラウド技術を利用した高度なデータ処理サービスや AIの実用化などにより、本人から個人データを取得し本人に対し取扱いの責任を負う立場の個人情報取扱事業者が、その個人データに係るデータベースの構築やその処理のプロセスについて、実質的には第三者に依存するケースが拡大。

② 現在は、本人に対し責任を負う個人情報取扱事業者が、従業員や委託先の監督を通じて、安全確保等の義務を果たすこととなっているが、データ処理の担い手や、安全管理等の措置を講ずる権能の帰属実態を踏まえこの規律の整理は妥当か。

(意見)

データ処理技術の進展により、クラウド技術を利用した高度なデータ処理サービスや AIの実用化などにより、本人から個人データを取得し本人に対し取扱いの責任を負う立場の個人情報取扱事業者が、その個人データに係るデータベースの構築やその処理のプロセスについて、実質的には第三者に依存するケースにおいては、データ処理の担い手や、安全管理等の措置を講ずる権能の帰属実態を踏まえると、本人に対し責任を負う個人情報取扱事業者が、従業員や委託先の監督を通じて、安全確保等の義務を果たすのみならず、データ処理を担う第三者に対して一定の義務を負わせる規律とする整理とすることが妥当であると考え。

5. 守られるべき個人の権利利益の外延

① スマートフォンの一般的普及を背景に、氏名、住所等と同様、スマートフォン等のインターネット接続端末やブラウザ等が、実質的には特定個人に対し勧誘その他の一対一の働きかけを行うチャネルとして定着。この場合、特定個人への働きかけのチャネルである端末を識別する端末識別番号やCookie情報等についても、従前の住所等と同等に、個人の権利利益を保護する上で着目すべきデータ類型であるとの視点をどのように捉えるか。

(意見)

特定個人への働きかけのチャネルである端末を識別する端末識別番号やCookie情報等についても、従前の住所等と同等に、個人の権利利益を保護する上で着目すべきデータ類型であるとの視点は妥当であると考え。個人の権利利益をより実効的に保護するため、特定個人への働きかけが可能な個人関連情報は、安全管理措置義務等の義務の対象とすることを検討することが妥当であると考え。

5. 守られるべき個人の権利利益の外延

② 法律により個人の権利利益を守る上で、その範囲については、これまで、さまざまな視点が示されていたが、その外縁や優先順位について、一定の整理は必要か。また、そのような整理に基づき制度体系の見直しを行うことは、個人の権利利益を保護する見地から有用か。例えば、以下のような視点が提起されているがどのように理解すべきか。

- (A) 個人データ処理を通じ、特定の個人を評価・選別し、それに基づいて、特定個人に影響を与える行為を行うことのリスク
- (B) 個人データの本人到達性の機能を利用し、勧誘その他の特定個人への働きかけを行うことのリスク
- (C) 自身の秘匿したい領域が他人に知られるリスク
- (D) 自身の自由な意志に従って自身の個人データを制御できないこと自体に起因するリスク

(意見)

法律により個人の権利利益を守る上で、その範囲の外縁や優先順位について一定の整理を行うことは、時間をかけて丁寧に行う前提であれば、必要なものと考え。そのような整理に基づいて制度体系の見直しを行うことは個人の権利利益を保護する見地から有用と考える。上記(A)～(D)の視点はいずれも重要なものであり、個人情報保護と個人情報の利活用とのバランスに十分に配慮しながら、慎重な検討を行う必要があると考える。

6. 個人データそのものの特徴に起因する考慮要因

① 個人データの収集とその処理を通じ、本人に対する差別的評価が不当に助長されることが相当程度予想される個人データの類型を要配慮個人情報と位置付け、相対的に保護を強めている現在の規律については、引き続き妥当か。

(意見)

個人データの収集とその処理を通じ、本人に対する差別的評価が不当に助長されることが相当程度予想される個人データの類型を要配慮個人情報と位置付け、相対的に保護を強めている現在の規律は、デジタル化の進展やAI等の新たな技術の急激な社会実装を背景として、これまで以上に本人に対する差別的評価が不当に助長されることが予想されるため、引き続き妥当であると考える。

6. 個人データそのものの特徴に起因する考慮要因

② 要配慮個人情報のような、本人の差別的評価を助長するような属性はないものの、その性質上容易に取得され、かつ、それが長期にわたり本人の追跡の手掛かりとなるなど、他の類型に比較して、個人の権利利益に対するリスクの増大を助長する効果が見込まれる類型のデータについては、他のデータに比し特別な規律を課すべきか。その場合、本人の関与を通じた規律が有効か。それとも、本人の関与に依存しない規律が有効か。

(意見)

要配慮個人情報のような、本人の差別的評価を助長するような属性はないものの、その性質上容易に取得され、かつ、それが長期にわたり本人の追跡の手掛かりとなるなど、他の類型に比較して、個人の権利利益に対するリスクの増大を助長する効果が見込まれる類型の個人情報の取扱いについては、個人の権利利益の保護の観点から他の個人情報の取扱いに比し特別な規律を課すべきであり、個人の権利利益へのリスクが大きい類型の個人情報の取扱いについて限定的にPIAを義務化すること、すなわち、本人の関与に必ずしも依存しない規律が有効と考える。



日本DPO協会
J A P A N D P O
ASSOCIATION

当協会は、日本企業のグローバルなプライバシーデータ保護を盤石なものとするにより、国際社会における日本企業のビジネスに対する信頼構築に資し、もって我が国経済と健全で持続可能なデジタル社会の発展に寄与することを目的としています。

当協会ウェブサイト: <https://dpo.or.jp/>

本書には、一般社団法人日本DPO協会に権利の帰属する秘密情報が含まれています。本書の著作権は、当協会に帰属し、日本の著作権法および国際条約により保護されており、著作権者の事前の書面による許諾がなければ、複製・翻案・公衆送信等できません。